

兵高教組
調査情報
 2019年2月1日 27号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

「高校生のための学びの基礎診断」は模試とは性格が違います！

「基礎診断」の結果に基づいて指導法まで介入される危険性あり

2019年度より、「高校生のための学びの基礎診断」（以下「基礎診断」）が導入されます。従来の業者模試の一部が、文科省によって「基礎診断」に認定されて実施されるとしています。すでに高校では、業者が営業活動に来て「基礎診断」の実施を決定しているところも多いと思います。

しかし、「基礎診断」は従来の模試をそのまま実施するのとはちがひ、実施結果については、単に進路指導のデータの一部とするのではなく、指導方法から教員配置や加配まで、業者の手に委ねられて進められるという危険性がわかってきました。

「基礎診断」とは？

「基礎診断」は、2016年3月の高大接続システム改革会議「最終報告」を受け、高大接続のワーキンググループの試行調査（17年1～3月）の結果を踏まえ、17年7月に実施方針が策定されています。

18年5月30日、文科省から民間事業者等に説明会が行われ、12月26日に「基礎診断」として実施できる企業9社と25種の「認定ツール」（模試や検定）一覧が公表されました。

文科省が示すその目的を、

1. 高校での基礎学力定着に向けたPDCAサイクルの構築
2. 義務教育段階の学習内容と高校生に求められる基礎学力の確実な習得
3. 高校生の学習意欲の喚起

とし、実施内容は、次のとおりです。

1. 民間試験等（受検料本人負担）
2. 当面、国数英を共通必修履修科目
3. 英語は4技能の測定を前提
4. 難易度の異なる問題セットから学校が選択
5. 回数・時期、対象学年は学校が選択
6. 会場は学校実施を基本

実施は各校で自由ですが、高大接続ワーキンググループは、未実施の場合、他にどのような手段でPDCAをするのか説明が必要との議論があり実施を強制されるおそれがあります。

「基礎診断」結果はどう利用される（1） ～学校間競争の激化と賃金リンクも～

文科省は、診断の結果の扱いについて以下のよう回答しています。

1. 試験等の結果の順位を示すなど生徒・学校・都道府県等の間で比較できるような情報を公表する予定はない。
2. データは、生徒自身の学習改善、教師による指導の工夫・充実、学校における成績評価の材料の一つなどに活用されること。

しかし、小・中学校で実施されている「全国学力・学習状況調査」（以下「学テ」）について、全日本教職員組合（以下「全教」）が調査したところ、全国の18.4%の学校で平均点公表、ホームページ掲載もあることが分かりました。文科省は自治体や学校が公表することまでは禁止していません。

背景には、「学テ」の結果を一喜一憂する自治体があることです。同調査では、事前に特別な指導（過去問の練習等）を実施した学校は44.4%、結果の公表後『「うちの学校は市内で最下位だから」と子どもが言うようになった』等、点数による競争で子ども達が傷つけられている実態も報告されています。また、18年8月、大阪市長は、「学テ」の結果に数値目標を設定し、達成状況を教員の勤勉手当や学校配分予算に反映させると表明しました。

「基礎診断」結果はどう利用される（2） ～教育内容、教員配置が民間を介して統制～

文科省は、「基礎診断」実施後について以下のよう説明しています。

1. 模試や検定の結果は、業者で分析され、学習成果や課題が、学校と本人に示される。
2. 学校は、「1」の結果から、教育目標、教育課程、指導計画を見直す。
3. 教育委員会は、「1」「2」に応じて、学校に人材配置や予算措置をし、教員研修をする。

（右図参照、文科省HPより）

「基礎診断」の結果が不調であった学校に加配を設けるとも考えられますが、高得点の学校に加配と予算を重点配当するとも考えられます。これまで比較的自由に生徒の実態や要求に基づいて教育内容を編成していた高校教育が、教員加配と予算をめぐって競わされ、「基礎診断」と無関係なものは授業ではするな等の規制がかかるおそれがあります。また、18年4月、中教審では、「教員の教育方法も評価できる」との議論もありました。

民間業者の模試等の結果で教育課程や教職員定数が左右されるのは、大きな問題です。

教育課程・教育内容の編成権は学校にあり、生徒の要求と実態に基づくもの

改訂学習指導要領には「各学校においては…生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし…」（総則1）とあり、学校教育法には「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」（50条）とあります。どちらも、生徒の実態と要求に沿って、教育課程は各校で生徒や地域の実態にあわせて編成をすべきとしています。

「基礎診断」の拙速な導入は止めよ

18年1月11日、全教は「基礎診断」に対し以下の提言を発表しています。

「高校生のための学びの基礎診断」の活用モデル例 別紙

教育委員会等の方針の下で、目的・状況・ニーズ等に応じて、ふさわしい測定ツールを選択・活用

全校共通の1つの測定ツールを活用（実施時期も統一）

学力等の実態に応じて学校群等ごとに1つの測定ツールを活用

実施時期等の一定の方針の下、個々の学校や学科、学級等の状況に合った測定ツールを活用

・ 全校共通では学校群等ごとに生徒の基礎学力の定着度合いを統一的に把握

・ 基礎学力向上に重点的に取り組む学校では義務教育段階の定着度合いの測定を重視した測定ツールを活用したり、英語教育に重点的に取り組む学校等では英語単独の測定ツールも活用することでより丁寧な学力把握も可能

・ 学習習慣等の調査も併せて行うことにより、さらに詳細な分析も可能

文科省ホームページより転載

いま国が第一におこなうべきことは、高校生がこれから生きていく上で必要となる幅広い基礎的な教科・科目を中心として学力を充実させることと、それを可能とする少人数学級の前進と教職員定数の改善など、教育条件整備である。そして、国・財界が求める「人材」育成のための「基礎診断」の拙速な導入ではなく、すべての高校生の学び・成長する権利を保障するため、幅広い基礎学力の充実と人材の完成を促す高校教育こそが求められている。

高教組は、以上のことから「基礎診断」に反対し、以下のことを追求していきます。

1. 「基礎診断」を、県教委は強制しないこと。国の実施計画公表も遅れており、特に来年度実施を強制しないこと。
2. 実施するかも含め、職員会議等の協議を経て業者の選定等は各校の判断とすること。
3. 診断の通知は、個人と学校に限定すること。
4. 診断結果で、学校間を競わせたり、教職員の賃金等に反映しないこと。
5. 教育内容や指導方法に県教委は介入しないこと、また業者に介入させないこと。